第５章　弁済資金の調達方法等（省略）
第６章　担保権の措置
第１節　存続する担保権（リース・所有権留保）
１　別表12記載のリース物件の所有権は、各リース契約の期間満了日までは当該担保権者に帰属し、管財人または会社は引き続き当該リース物件を使用することができる。各リース契約の期間満了日において、当該担保権者は、管財人または会社から約定に基づく当該リース物件の買取申出等のない限り、その責任と費用負担において当該リース物件を引き上げなければならない。
リース物件について、第３章第１節、２の定めに基づく弁済が完了したときは、当該担保権者は、管財人または会社の同意を得て当該リース物件の所有権放棄をすることができる。
管財人または会社は、リース期間満了前においても随時リース物件を更生担保権者に返却することができる。この場合、当該担保権者は、その責任と費用負担において当該リース物件を引き上げなければならない。
２　別表12記載の所有権留保の目的物の所有権は、第３章第１節、２の定めに基づく弁済が完了した後は会社に帰属する。
第２節　存続しない担保権
前節に掲げる担保権以外の担保権で、更生計画に記載されていない一切の担保権は、更生計画認可決定の時に全て消滅する。
第７章　株主の権利の変更
第１節　株式の取得
会社は、次の各号の定めのとおり、その発行する株式の全部を無償で取得する。
１　会社が取得する株式の数
９万1240株（発行済株式の全部）
２　会社が前号の株式を取得する日
後記第８章第１節の定めに従って発行される募集株式にかかる出資の履行がされた日（以下「募集株式効力発生日」という）
第２節　株式の消却
会社は、募集株式効力発生日において、前節により取得した自己株式の全部を消却する。
第３節　資本金の額の減少
会社は、次の各号の定めのとおり、その資本金の額を減少する。
１　減少する資本金の額
4562万円（資本金の全額）
２　資本金の額の減少が効力を生ずる日
募集株式効力発生日
第８章　募集株式の発行
第１節　払込による募集株式の発行
会社は、次の各号のとおり、新たに払込を受けて募集株式を発行する。
１　募集株式の種類
普通株式
２　１株の払込金額
3,000円
３　募集株式の数
1,000株
４　募集株式と引換えにする金銭の払込期日
更生計画認可決定の確定した日から１か月を経過する日の属する月の末日
５　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金　150万円
増加する資本準備金　150万円
６　募集株式の引受人
オリエンタル白石
第２節　その後の募集株式の発行（省略）
第３節　余剰金の配当の制限（省略）
第４節　株式の譲渡
第９章　定款の変更（省略）
第10章　役員等の選任等（省略）
第11章　その他の事項（省略）
別表１ないし14　省略
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ミ）第１８号

東京都千代田区平河町１丁目７番20号
更生会社　株式会社プロテック
１　決定年月日　平成22年２月28日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付の方法
第１節　リースに係る更生担保権
１　確定更生担保権
（確定更生担保権）
４件
197万9298円
（債権者数）４名
２　権利の変更及び弁済方法
別表10記載のリースに係る更生担保権は、別表７記載の弁済額を更生計画認可決定確定の日から３か月以内に一括弁済する。
第２節　優先的更生債権（公租公課）の権利の変更と納付方法
１　確定更生債権
（確定更生債権）
15件
834万4042円及び所定の金額・額未定
（債権者数）15名
２　権利の変更及び納付方法
⑴　別表８記載の公租公課は、更生手続開始決定の日から１年を経過する日までの間に生ずる延滞税、利子税または延滞金（以下まとめて「延滞金等」という。）、及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等は、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。
⑵　前項による免除後の債権額の全額については、更生計画認可決定確定の日から３か月以内に一括納付する。
第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法
１　確定更生債権
（確定更生債権）
168件
５億6618万6041円及び額未定
（債権者数）
168名
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　利息・損害金
一般更生債権である利息・損害金については更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。
⑵　第１回弁済
別表９記載の一般更生債権は、確定更生債権元本のうち20％相当額につき、更生計画認可決定確定の日から３か月以内に一括弁済する。
⑶　第２回弁済
別表９記載の一般更生債権は、第１回弁済前の確定更生債権元本に下記弁済率を乗じて算出される金額を、換価終了日（会社解散後の日であって、更生会社に帰属するすべての財産の換価が終了し、支払うべき未払共益債権の額も確定した日）から３か月以内に一括弁済し、同日、確定更生債権元本から第１回及び第２回弁済による弁済金を控除した後の残金について、免除を受ける。
記
（弁済率）
換価終了日における更生会社の財産から、以下①ないし③を控除した金額を、第１回弁済前の確定更生債権元本総額で除して算出される数値。
①　換価終了日現在の未払共益債権（更生申立後に更生会社が行った工事の瑕疵担保責任の履行に要する費用を含む）
②　更生会社の清算手続に必要と見込まれる一切の費用
③　第２回弁済の弁済費用
第４節　弁済・納付に関するその他の事項
第１　弁済・納付の場所
更生計画による弁済・納付は、弁済・納付時における更生会社の本店において行う。但し、更生担保権者または更生債権者が希望する場合は、更生会社の費用負担において、更生担保権者または更生債権者が指定する銀行口座に振込む方法により弁済する。